

店頭FX取引に係るリスク情報に関する開示

計測日時:2026年6月30日

イ. 未カバー率は、23:00、25:00、27:00の3時点のうち未カバーポジションの額が最大となる時点で計測

ロ. カバー取引の状況は、23:00、25:00、27:00の3時点のうちカバー取引先における建玉の合計額が最大となる時点で計測

ハ. 平均証拠金率は、取引終了時点で計測

イ. 未カバー率

【計算式】 $(\text{未カバーポジション}^{(注)} / |\text{顧客の買い建玉} - \text{顧客の売り建玉}|) \times 100$
(注)顧客の建玉のうち、顧客の建玉同士で売り買いが対当しておらず、かつ、カバーされていない顧客の建玉

未カバー率
0%

ロ. カバー取引の状況

【各区分の計算式】
(各区分のカバー取引先における買建玉と売建玉の合計 / 全カバー取引先における買建玉と売建玉の合計) × 100

格付け無し	格付け無し	格付け無し
【Hantec Markets(Australia)Pty Limited】	【Hantec Markets (V) Company Limited】	【Hantec (Seychelles) Services Limited】
1.93%	35.07%	62.99%

ハ. 平均証拠金率

【計算式】 $\text{実預託額} / (\text{顧客の買い建玉} + \text{顧客の売り建玉}) \times 100$

平均証拠金率
15%

(参考)

店頭FX取引を行う金融商品取引業者は、金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第28号の2の規定に基づき、特定通貨関連店頭デリバティブ取引(店頭FX取引)に係る上記リスク情報を開示することが義務付けられています。